

昭和27年7月 1日施行
2022年4月 1日改訂

規 約

横浜市立二谷小学校 P T A

横浜市立二谷小学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は横浜市立二谷小学校 P T A と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は下の諸項を目的とする。

1. 家庭、学校および地域社会における児童の福祉を増進する。
2. 家庭生活及び社会生活の水準を高め、民主社会における市民の権利と義務とに関する理解を促すために、保護者に対して成人教育を盛んにする。
3. 本会は横浜市立二谷小学校の諸施設の充実を計り、教育的環境を整備して教育の向上発展に資する。
4. 地域社会の発展と親睦につとめる。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第 4 条 本会は非営利的非宗教的非政党的であって、本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、また他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者を推薦することもできない。本会及び本会の役員はその名において営利的宗教的政党的その他本会の本来の事情以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係を持ってはならない。

第 5 条 本会は児童の福祉のための活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第 6 条 本会は自立独立のものであって他のいかなる団体の支配統制干渉をも受けてはならない。

第 7 条 本会は教師校長及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教師の人事に干渉するものではない。

第 8 条 本会は国及び地方公共団体の適当な教育予算の充実を期するために努力する。

第 9 条 本会の会員は学校に在籍する児童の保護者、学校に勤務する校長及び職員で、すべて平等の権利と義務を有す。
なお特別会員として、元 P T A 会長・同窓会代表・地区教育功労者（地区選出議員・町内会長）がある。特別会員は総会での議決権を持たない。

第4章 会 計

- 第 10 条 本会の経費は会費事業収入及び自発的の寄付金を以て支弁する。会費の額及び資金獲得の方法を決定する場合並びに会員または外部の者に対し寄付を求める場合には総会において多数決で承認を得なければならない。
- 第 11 条 会費は、児童1名についてひと月あたり500円を負担し、8月を除く毎月納入する。
- 第 12 条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。
- 第 13 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役員を選出

- 第 14 条 本会の役員は次の通りとする。
1. 会 長 1名（保護者）
 2. 副会長 2名（保護者または教職員）
 3. 書 記 3名（保護者と教職員）
 4. 会 計 3名（保護者と副校長）
 5. 会計監査 2名（保護者）
- 役員任期は1年とする。但し、重任を妨げない。
- 第 15 条 役員を選出及び就任は下記の通り行われる。
1. 次の方法により役員候補者推薦委員会を作る。
 - イ. 校外安全委員の中から学区内現町内会ごとに各1名選出する。
但し校外委員1名地区は免除する。
 - ロ. 教師の中から互選により2名を選出する。
 2. 推薦委員の名は全会員に通知する。
 3. 推薦委員会によって選出される役員候補者は、その同意を得なければならない。
 4. 推薦委員会は役員候補者をあげ、役員選出の少なくとも7日前に全会員に通知する。
 5. 役員は後期総会において承認される。
 6. 新たに選ばれた役員は4月から就任する。
- 第 16 条 役員兼任は認めない。

第6章 役員資格及び任務

- 第 17 条 児童を愛し民主主義と教育とに理解を持っている会員は、第5章の規定に従って役員に選出されることができる。
- 第 18 条 役員は次の通りである。
1. 会長は総会及び運営委員会のすべての集会を主宰し、運営委員会の承認を得て役員候補者推薦委員会及び会計監査委員会を除くすべての委員会の委員を任命し、かつ職責上役員候補者推薦委員会以外の委員会に一委員として出席する。会長、または会長によって指名あるいは任命された者は必要のある場合の会合に本会の代表者として出席する。
 2. 副会長は会長を補佐し会長不在の場合にはその代理をつとめる。
 3. 書記は総会並びに運営委員会の議事を記録し各種の会合について通知する。
 4. 会計は本会のすべての金銭の収入支出を記録し総会の都度収支を報告し、5月総会において会計監査委員会の監査を得た決算報告をする。
 5. 特別会員は理事会を構成し、諮問機関となる。

第7章 総会及び集会

- 第 19 条 毎年次のような事務的総会を開く。
- | | |
|------|---------------------------------|
| 前期総会 | 前年度の事業並びに決算報告
年度予算その他重要事項の審議 |
| 後期総会 | 役員・会計監査委員の選出
その他重要事項の審議 |
- 第 20 条 運営委員会が必要と認めた場合、または全委員の5分の1以上の要求があった場合には会長は随時総会を召集する。
- 第 21 条 総会の定数は会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第 22 条 各種委員会の集会は会員の都合により随時開かれる。

第8章 運営委員会

- 第 23 条 運営委員会は本会役員各常任委員会の正副委員長及び校長、副校長またはその代理によって構成される。
但し、運営委員の選出は下記の通りとする。
常任委員会の正副委員長は、学級より選出された委員の中から互選により選出する。
校外安全委員会の正副委員長は学区内現町内会より選出された委員の中より選出する。

- 第 24 条 運営委員会の任務は次の通りである。
1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
 2. 総会に提出する報告書を作成する。
 3. 必要ある場合に特別委員会を設ける。
 4. その他全会員より委任された事務を処理する。
 5. 役員及び正副委員長に欠員を生じた場合にそれを補充する。但し会長に欠員を生じた場合に限り副会長が昇格する。また正委員長に欠員を生じた場合は副委員長が昇格し、新たに副委員長を選出する。

第 25 条 運営委員会の例会は少なくとも毎月 1 回開かれる。

第 26 条 運営委員会は委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

第 9 章 委員会の選定

第 27 条 委員会には常任委員会、役員候補者推薦委員会及び会計監査委員会の 3 つがある。

第 28 条 役員候補者推薦委員会及び会計監査委員会を除き常任委員会の正副委員長は役員及び校長の承認を得て会長がこれを任命する。任期は役員に準ずる。

第 29 条 常任委員会には、学年・成人、広報、保健、校外安全、イベントの委員会をおく。また必要に応じ運営委員会によりその他の委員会をおくことができる。

第 30 条 常任委員会の委員は次の方法により選ばれる。

1. 学級保護者の互選により学年ごとに委員を選出する。
2. 常任委員会のうち、下に掲げる各委員会の委員総数の上限は、とくに記載のある場合を除き全学年の学級数の合計とする。
 - ア. 学年・成人委員会
 - イ. 広報委員会
 - ウ. 保健委員会
 - エ. イベント委員会
3. 校外安全委員会の委員は学区内現町内会より、各 2 名選出する。ただし、15 世帯以下の地区に関しては 1 名でも可とする。

第 10 章 委員会の任務

第 31 条 常任委員は保護者と学校の円滑な結びつきを期し、保護者の立場で教育効果の向上に努める。

第 32 条 常任委員会の任務は次の通りである。

1. 学年・成人委員会は職員と協力し、保護者の立場で教育効果の向上に努めるとともに会員相互の研修の企画、運営に携わる。
2. 広報委員会は、本会の計画・活動の状況その他を会員に周知させるため会報を発行する。
3. 保健委員会は、学校と協力し児童の健康安全の保持増進をはかる。
4. 校外安全委員会は、学校と協力し児童の校外生活の安全と善導をはかる。
5. イベント委員会は、学校や地域と協力し、児童と地域との交流をはかる。

第 33 条 役員候補者推薦委員会は後期総会に提示する役員候補者を選定する。

第 34 条 会計監査委員会は常時会計を監査し、その結果を決算総会において報告する。会計監査委員の任期は1年とし、重任は妨げない。

第 1 1 章 改 正

第 35 条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。但し改正案の提案についてはその内容を全会員に通告しておかなければならない。

付 則 本規約は、2022年4月1日から実施する。

昭和27年7月 1日施行
昭和33年4月 1日改訂
昭和39年5月16日改訂
昭和41年3月12日改訂
昭和45年2月 1日改訂
昭和48年4月 1日改訂
昭和51年9月18日改訂
昭和60年4月 1日改訂
平成 8年4月 1日改訂
平成11年4月 1日改訂
平成17年4月 1日改訂
平成22年4月 1日改訂
平成23年4月 1日改訂
平成24年4月 1日改訂
平成26年4月 1日改訂
平成27年6月 9日改訂
令和 2年4月 1日改訂
2021年4月 1日改訂
2022年4月 1日改訂